

# 介護保険制度案大綱について(答申)

老人保健福祉審議会  
平成8年6月10日

1. 今日、高齢化に伴い、介護が必要な高齢者が増加するとともに、介護の長期化や重度化が進んでおり、介護の問題は、老後生活における最大の不安要因となっている。老後の介護不安を取り除き、人生の最期まで人間としての尊厳を全うしたいという国民の願いに応えるためには、家族愛に根ざしつつ、国民の共同連帯によって、高齢者が自立した生活が送れるよう社会的に支援していくことが必要である。

こうした観点から、当審議会は、老後に伴い介護が必要な者が、自らの意思に基づきニーズに応じた介護サービスを利用できる、新たな介護制度を創設すべきであるという点で、意見の一致をみた。

また、具体的な制度像については、受益と負担が結びつく社会保険の考え方を採るべきであり、諮問のあった介護保険制度の基本骨格は、なお慎重な議論を求める意見もあったが、おおむね理解できるとというのが多数であった。

2. 1世紀のわが国社会経済を考えると、社会保障制度の構造改革、とりわけ医療保険・老人保健改革は避けて通ることのできない課題である。介護保険制度の創設は、こうした構造改革の一環をなすものであり、本答申によりその具体的な制度像を示すことは、改革への展望を切り拓くものであるとの共通認識が得られた。

介護保険制度の具体案の作成に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえ、保険者に運営上の懸念を生ぜしめないようにするため必要な財政上その他の措置を講ずることが必要である。

2. なお、このほか、制度運営等に関する具体的な項目について、次のような意見があった。

1 要介護高齢者においては、介護サービスにあわせて、医療サービスも必要である。介護と医療の連携について十分配慮し、医療保険の適切な適用が図られるべきである。

2 介護保険制度は、国民一人一人が入る地域保険としての特性を有していることから、事業主に負担を求める根拠はないという少数意見があった。

3 保険料水準や利用者負担については低所得者への配慮が必要である。これに関連し、第一号被保険者の保険料については、将来負担が過重とならないよう配慮すべきとの少数意見があった。

4 保険料の未納が生じないような措置を講ずるとともに、やむを得ず生ずる保険料の未納、給付費の変動に生ずる財政不安定の対策として所要の財政上の措置を講ずる必要がある。

5 在宅サービスと施設サービスは同時に実施することが望ましい。同時実施が困難な場合にも、基盤整備を急ぎ、施設サービスの実施をできる限り早くするなど混乱が生ずることがないよう

に配慮する必要がある。

6 家族介護の実態からみて、当分の間、現金支給を行うべきであるという少数意見があった。

7 特別養護老人ホームが介護保険の対象となることに関連し、養護老人ホームの入所手続きや施設機能のあり方についても、今後検討する必要がある。

8 成人障害者の適用に関しては、障害者の保健福祉サービスのあり方全体の検討が行われているところであり、既存制度の活用を含め、今後さらに慎重に検討を続ける必要がある。

9 介護保険制度の具体案の作成に当たっては、医療保険・老人保健改革の方向や社会的入院解消の道筋を示すとともに、相互の関連を明らかにし、その実施時期を含め全体として整合性のとれた改革を行うべきである。